

構造改革特区に関する環境省の考え方

平成14年10月9日
環 境 省

1. 基本的考え方

「構造改革特区」は、地方公共団体の発意を活かして、規制改革、社会経済の活性化を図ろうとするものであり、構造改革を推進していく上での重要課題と認識。

環境省としては、境界を越える影響への配慮、科学的観点からの国としての最低限の基準の確保に留意しつつ、地方自治体等からいただいた提案を踏まえ、「当該提案の趣旨の実現のためにはどうすればよいか」という観点から検討。

2. 中間とりまとめ指摘事項についての検討状況

当省の関係では、中間とりまとめにおいて、廃棄物・リサイクル関係で

- ・リサイクル推進のため、リサイクル等の対象物を廃棄物処理法の廃棄物から除外
- ・一般廃棄物、産業廃棄物の区分にかかわらず、同質・同性状の物については、処理業等の許可に関し同一の取扱いとする（都道府県許可で対応できる産業廃棄物扱いとする）
- ・リサイクル施設の設置に関する手続の簡素化

が規制改革事項として指摘されているところ。

また、内閣官房構造改革特区推進室が8月30日までに地方公共団体等から受け付けた提案の中でも、リサイクルの促進のためのリサイクル施設の設置手続の合理化等の規制改革の提案があったところ。

(1) 特区として対応が困難な事項

廃棄物の不適正処理に関しては、豊島事件等リサイクル名目の不適正処理に対する国民の不信等から、国として、最高刑懲役5年、罰金1億円という厳罰をもって臨み、生活環境の保全に努めているところ。

こうしたことから、廃棄物そのものの基準、例えば、廃棄物の範囲や区分（区分の撤廃を含む）に関しては、特に廃棄物が広域に処理され特区内外を移動しうることも踏まえれば、特区で措置することは対応困難。

また、廃棄物処理法は、特定の地域に廃棄物が集中するなどして生活環境保全上の支障が生ずる事態を防止し、廃棄物の適正かつ円滑な処理を全国的に確保する観点から全国一律に同一内容の規制を施す趣旨と解されており、このような分野について特区の対象として取り組むためには、各法の趣旨・目的にかかわらず全国的な規制改革について試行的に一定地域で実施することが可能となる一般的枠組みが設けられなければ本来的に困難である。

なお、廃棄物処理・リサイクルの推進の観点からは、業又は施設設置の許可に当たっての住民同意の取得等の地方公共団体による事前指導等が最大の足かせとなっており、地方レベルでの独自規制をどのように考えていくか検討が必要。

(2) 具体的な提案に応じて特区としての対応を検討する事項

国民に信頼が得られる健全なリサイクル産業を育成するために、手続の合理化という観点から、法の趣旨・目的を踏まえた上で、実験的な試みについては、個別の提案に応じて検討したい。

具体的には、現行の環境大臣の認定により廃棄物処理・リサイクルに係る業や施設設置の許可等を不要とする仕組み（再生利用認定制度）について、実験的に特定の地域のみ認定の対象となる品目を追加することに関しては、地方公共団体からの具体的な提案に応じて特区としての対応を検討したい。

なお、地方公共団体等から提案されている「廃棄物の区分にかかわらず、同質・同性状の物について、施設設置の許可取得をいずれか一方で足りることとする」こと等については、現在、中央環境審議会において、合理的な制度の確立による廃棄物処理・リサイクルの推進の観点から全国的な規制改革について御検討いただいているところであり、その中で検討してまいりたい。